○防衛省告示第百五十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年七月一日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十三年七月十一日から同月十三日まで（予備、同月十四日及び同月十五日）の間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(キ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒

(イ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒

(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒

(エ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒

(オ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒

(カ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒

(キ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒

実施艦　自衛艦三隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百六十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年七月一日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十三年七月十一日から同月十三日まで（予備、同月十四日及び同月十五日）の間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒

(イ)　北緯二五度一三分一五秒　東経一三二度三〇分五二秒

(ウ)　北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒

(エ)　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒

(オ)　北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒

(カ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三一度一〇分五二秒

実施艦　自衛艦三隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百六十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年七月一日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十三年七月十二日（予備、同月十三日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦　自衛艦二隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百六十二号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十三年七月一日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十三年七月十五日（予備、同月十九日及び同月二十日）の〇六〇〇から一九〇〇まで

区域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の区域

実施艦　自衛艦四隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百六十三号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十三年七月一日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十三年七月十五日（予備、同月十九日及び同月二十日）の〇六〇〇から一九〇〇まで

区域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の区域

実施艦　自衛艦四隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

国会事項

衆議院

質問書提出

六月二十九日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

古賀茂明氏への退職勧奨に関する質問主意書（渡辺喜美提出）

ロシアによる我が国への北方領土における原油ガス共同開発の提案に関する質問主意書（浅野貴博提出）

東日本大震災における民間賃貸住宅の活用に関する質問主意書（木村太郎提出）

〇ＥＣＤのより良い暮らし指標に関する質問主意書（馳浩提出）

シーシェパードによる日本の調査捕鯨船への妨害行為に関する第三回質問主意書（馳浩提出）

参議院

訂正

六月二十九日インド洋におけるテロ対策海上阻止活動及び海賊行為等対処活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案（第百七十六回国会参第一号）は、「佐藤正久外二名発議」が「佐藤正久外一名発議」に訂正された。

質問主意書提出

六月二十九日議員から次の質問主意書が提出された。

地下水汚染の未然防止対策に関する質問主意書（加藤修一提出）（第二一五号）

質問主意書転送

六月二十九日次の質問主意書を内閣に転送した。

「原子力損害の賠償に関する法律」に基づく国会報告等に関する質問主意書（浜田昌良提出）（第二一一号）

新エネルギーの導入目標に関する質問主意書（水野賢一提出）（第二一二号）

原子力発電などの電源比率引上げ目標に関する質問主意書（水野賢一提出）（第二一三号）

青少年の健全な育成に向けた法整備に関する質問主意書（上野通子提出）（第二一四号）